# ID:　747

## 担当部署:　建設課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 原状回復に代る措置の指示 | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 道路法　第40条第2項 | | | |
| **法令番号** | | 昭和27年法律第180号 | | | |
| 【基準】  　法第40条の規定による。  　(原状回復)  第40条　道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占用をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占用物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。  2　道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |